

北九州工業高等専門学校運営協議会規則

平成16年6月24日 規則第9号
改正平成23年9月15日

(設置)

第1条 北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、学校運営に関し、広く学外の有識者から意見を求めるため、運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、本校の学校運営全般について、指導、助言を行い、本校の健全な学校運営を支援することを目的とする。

(任務)

第3条 協議会は次に掲げる事項について校長の諮問に応じて審議し、及び校長に対して助言を行うものとする。

- (1) 教育に関すること。
- (2) 研究に関すること。
- (3) 地域との連携、産官学連携に関すること。
- (4) 管理運営に関すること。
- (5) その他必要と認める事項。

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから校長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 大学等教育研究機関の関係者
 - (2) 地域の教育関係者
 - (3) 地方公共団体の関係者
 - (4) 地域産業界等の関係者
 - (5) 本校同窓会長
 - (6) その他校長が必要と認めた者
- 2 協議会に議長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 議長は、協議会を招集し、会務を総括する。

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

(代理者の出席)

第6条 委員は、やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、当該委員があらかじめ指名した代理者を出席させることができる。

(実施方法)

第7条 委員は、資料による調査、ヒアリング及び実地調査等で現状を検証し、それに基づいて指導、助言を行う。

(事務)

第8条 協議会に関する事務は、総務課課長補佐（総務担当）において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年9月15日から施行する。